

明治初年の護法一揆に就て

柏 原 祐 泉

明治新政府の形成期に各地に起された數多くの佛教に對する迫害、所謂廢佛毀釋の運動に就ては、既に幾多の研究があらわれており、また、この廢佛毀釋に對抗する

佛教の所謂護法運動に就ても衆知の事柄である。そして、この二つの問題が相互に密接な關連を持つものであることは今更論を要しないことである。ところで、これらの運動に對する解釋は、主として思想史的乃至は宗教史的な面から行はれるのが普通であつた。實際またこの立場を離れて、これら宗教運動に對する解釋の不可能なことは云ふまでもないところである。然し、事實を研討してみれば、尙附加されねばならない若干の問題があると思はれるのである。特にそれが護法一揆として現れた場

合をみると、問題はしかく簡単ではない。仍て、今、この場合を取擧げて、問題解釋への一助としてみたい。尙多少冗舌であるかもしだいが、一應前提として、先づ廢佛運動の歴史的意味に素描を與へることから筆をすくめ度い。

明治新政府の教育に對する統制は國學的神道主義によつて強行されたが、それはまたそのまま宗教統制に於ても當嵌るものであつた。即ち祭政一致的な教導政策がそれである。教導政策とは、要するに神道を以て國民思想を統一し、所謂王政復古の意味を一般に徹底せしめるために、神職、僧侶を初め全宗教界の力を傾注した國家的教化運動に外ならない。このための具體化は既に「此度王政復古、神武創業ノ始ニ被爲基、諸事御一新、祭政一致之御制度ニ御回復被遊候」⁽³⁾といふ神祇官の復興に現は

れ、續いて、二年三月の教導取調掛の設置、三年正月の大教宣布、五年三月の教育部及び同四月の教導職並に五月の大教院設置へと進むことによつて、益々高潮に達し、明治八年一月の大教院の廢止まで續いた。そして、この神道主義的教化政策と平行して、「諸事御一新」のために佛教が整理されて行つた。乃ち、神祇官復興の同月たる元年三月十七日には神祇事務局から社僧禁止の達令が、同二十八日には所謂神佛判然の御沙汰と稱する布告が發せられた。更に明治三年正月三日に發せられた大教宣布の詔勅には

朕恭惟、天神大祖、立極垂統、列皇相承、繼之述之、祭政一致、億兆同心、治教明于上、風俗美于下。而中世以降、時有汚隆、道有顯晦、治教之不治也久矣。今也天運循環、百度維新、宜下明治教^ニ以宣揚惟神大道^ニ也。……

とあるが、こゝに中世以降治教の治からずとされてゐるのは、「中世以降、人心倫薄、外教コレニ乘シ、皇道ノ陵夷終ニ近時ノ甚キニ至ル」⁽³⁾といふ意味に外ならない。すなわち外教＝佛教を以て皇道衰退の原因と考へ、佛教以前の昔に維新政府の理想たる祭政一致の範を求めるとして

するのである。この様な、上代を理想とし、佛教輸入以後を暗黒と考へ、再び固有の道に復歸せんとする考が、全く國學年來の主張である事は一見明らかである。維新政府がかくの如き國學的神道主義を以て祭政一致を標榜する限り、政府の佛教政策が決して好意的なものであり得なかつた事は當然と云はねばならない。

註①例へば、明治二年六月十五日の大學校開設の達書には、

その設立の目的として

神典國典ニ依テ國體ヲ辨ヘ兼而漢籍ヲ説明シ、實學實用ヲ成フ以テ要トス。

と規定され、

蓋、神典國典ノ要ハ、皇道ヲ尊ミ、國體ヲ辨スルニアリ。乃チ皇國ノ目的、學者ノ先務ト謂フヘシ。漢土の孝悌彝倫ノ教、治國平天下ノ道、西洋ノ格物窮理、開化日新ノ學亦皆斯道ノ在ル處、（略）如此ナレバ、舊來ノ陋習ヲ破り、天地ノ公道ニ基キ、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇道ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖、是乃チ大學校ノ規模ナリ。

とされてゐる。これによつて明治政府の國民教育の目的が、國體觀念、皇道精神の高揚せしめるにある事を知り得るのであらう。そして、その典據の中心が漢學と洋學とを手段的に取入れた神典國典、即ち國學に置かれてゐることも明らかである。まさに先進資本主義國家に亘して

出發せんとする明治政府が、國民に強力な皇道主義的國家意識を要求したことは充分理解し得るところであるが、それは又、國民に公定教育の均一化、國學主義的な統制を要請するものであつた。

②明治元年三月十三日布告。

③明治二年五月御下問書。

舊幕藩制下に於て行はれた基督教に對する禁教主義は、そのまゝに新政府に依つて踏襲された。それは約三

百年の長い間に亘つて嚴守された國禁といふ鐵則が、新政府の神道主義による祭政一致政策に大きな後ろ盾となつたからであると云へる。然し新政府は、舊幕制下の禁教が全く佛教に依存せしめられたのに反して、これを神道に依ることとした。即ち氏子改めがそれである。明治三年六月に氏子改假規則が出來て、熊本、佐賀等九州十藩に於て施行され、四年七月には諸國大小神社氏子改則七ヶ條として完成し、併せて十月には宗門人別帳が廢止された。こゝに致つて、寛文以來の徳川政府の佛教國教政策は完全に消滅して、神道が佛教に交替することとなつたのである。

廢佛毀釋の運動は既述の如き新政府の國學的神道主義による宗教、教育の統制政策の雰圍氣のもとに於て行はれたのである。そして、その推進力をなすものは、徳川封建制下に於ける排佛思想や、神官と僧侶間の軋轢關係、並びに新政府の富國強兵策などであつた。

廢佛毀釋の思想的背景として江戸時代の排佛思想があることは論を俟たないところであるが、特に國學派のそれが強い影響を與へた。すなはち、辻善之助博士の指摘される如く、廢佛毀釋の起つた地方各藩の官吏は、概ね殆んどが國學の流を吸む急進的排佛論者であつた。また舊幕藩制下に於て、社僧の制肘下に置かれた神官の感情がこれを一層刺戟したと云はれてゐる。このやうな末端

註 然し、この異教禁教主義は、明治六年二月に至つて、慶

應四年三月太政官の「切支丹宗門之議」へ是迄御禁制ノ通可^ニ相守事」といふ高札を撤廢する事によつて事實上自然消滅の形となつた。これには幕末以來陸續として渡日した外人宣教師達の傳導の力や、新政府の所謂「文明開化」主義による歐米文化輸入にもよるが、とりわけ明治四年の岩倉具視を特命全權大使とする歐米派遣の結果、舊幕時代の諸國との通商條約改正の實現のためには、先づキリスト教に對する禁制を解除することが切實な問題とされたのに由つてゐる。

に於ける前時代的なものが、中央新政府の神道的祭政一
致政策を針小棒大に利用することによつて廢佛毀釋運動
は行はれたのである。ところで、これら前時代的廢佛思
想から出發して、寺院を無益の贅物とし、僧侶に歸俗歸
農を勧め、佛具・梵鐘を破毀して兵器改造にあてんとする
などの事實は數多く散見し得る事實であるが、同時に
これは、新政府の富國強兵、殖產興業策の、末端地方官
吏によつて表現されたものと云つてよい。一例を長州山
口藩に於ける廢佛運動にとれば、その主旨とするところ
、「富國強兵之本ハ畢竟諸事簡易ニシテ風儀淳朴ヲ主
トス。然ルニ御藩内之寺院草庵一千八百七拾有餘宇、僧
員六七千之多キニ至而……藩政之妨ゲ、風儀之害不レ少、
眞ニ浮食ノ遊民ニ相屬シ、以之外之事ニ候間……堂宇ヲ
減ジ僧員ヲ沙汰スルトキハ莫大之冗費ヲ省キ、幾多ノ良
土相拓ケ、是又富國強兵之一端ニ候」⁽²⁾とある如きがそれ
である。尙、この末端地方官吏に現れた富國策に就てで
あるが、たとへば、

一、民衆ニ於テ念佛講、地藏講、題目講抔ト唱ヘ、人
集メ致シ候儀ハ畢竟飲食ノ費ヲ招キ、職業ノ障ニ相

成候間、今後ハ右ノ講類不相成事
一、奉公ハ下女下男ノ類、足袋雪駄塗下駄ハキ用ヒ候
由……凡テ立派ノ出立不相成候事⁽³⁾
などとある一例をみれば、これは全く徳川封建制下に於
ける講寄合、奢侈禁止令をそのまま踏襲するものである
が、それが政府の政策と結合するところに時代的なあり
方をみなければならない。要するに、地方現象としての
廢佛運動は常にこの様な末端官吏の封建的思想、政策の
制約に依つて强行されたことを知らねばならないのであ
る。

註①日本佛教史之研究續編。

②明治佛教全集所收「白華備忘漫錄」。

また「すみれ草」(神佛分離史料上巻所收)には明治元
年の佐渡廢寺事件について、判事奥平謙甫が同様な富
國策に名をかりて廢寺を斷行した事を述べてゐる。この
外薩摩藩の廢寺策が同じ立場から、僧侶を以て兵役に充
て、寺院の祿高を軍用に供し、佛具を武器に用ひんとし
た事は餘りにも有名である。また、美濃に於ても寺院境
内に茶桑を植え、西派眞宗僧侶は刀鎗銃砲裝束を新調し
て、報國隊を組織して調練した。(龍谷大學圖書館藏「寺

③明治二年二月佐渡聽訟方役所通達(神佛分離史料上巻)。

史編纂末寺提出史料)。

二

神佛分離史料に擧げられてゐる廢佛問題は實に三百數十件の多きに及んでゐる。この内廢佛毀釋、廢寺合寺に

關するものと、神佛分離に關するものとがあるが、本論に於ては主として前の廢合寺毀釋事件に附隨する問題を課題としたいのである。すなはち、この廢合寺毀釋問題に對處せんとする僧侶の運動が、間々、農民と合流した一揆運動へと發展してゐる事實が課題の対象であつて、これに與へられた所謂護法運動と云ふ宗教史的解釋の概念を更に再批判してみようと思ふのである。この一揆運動は管見する處、わづか數件に過ぎないのであるが、以下これらの事件の要點を少しく具體的に研討してみた

明治四年二月十五日、國學平田派の流れを吸む大濱出張所官吏菊間藩少參事服部純によつて、部内寺院の併合と僧尼の制限が申渡され、そのため蓮泉寺臺嶺等眞宗僧侶の血判有志三十數名は三月八日大濱に向つた。途中農民が陸續と合流し、終に一揆運動に迄發展した。この時の大願書は次の如くである。

一、宗風に有間敷神前之呪文天拜日拜等淨土眞宗門徒の者へは御禁止之事

一、寺院廢合之儀は御見合に相成候様御歎願可被下候事

一、宗判之儀は在來通りの事^①

これらの事件のうち最も喧傳されてゐるのは、明治四年三河大濱の騒擾事件と、六年越前大野、今立、坂井三郡の暴動事件である。大濱事件とは、維新當時の菊間藩支配下にあつた碧海郡大濱一帯に起つた眞宗僧侶及び農民と地方官吏との間に起つた騒擾を云ふのであるが、こ

れに就ては既に平松理英の「廻瀬始末」や田中長嶺の「明治辛未殉教繪史」などを初め、多くの人に依つて報ぜられてゐるから、こゝでは一應ただその梗概に觸れることにする。

ニ拘泥シ方向ヲ誤リ僧風ヲ失ヒ候者不少……」として

一、猥ニ私ノ集會致間敷事

一、何事ニ不依、肆ニ檀家ノ者ヲ使役シ、或ハ頼母子

講杯ト唱ヘ、或ヘ寄進ノ名義ヲ以テ財貨穀材ヲ催促

スル等、都テ下民ヲ惱シ候所業致間敷候事

一、私欲ヲ以テ檀家ヲ愛憎シ、妖言ヲ以テ民心ヲ蠱惑
スル等ノ所業致間敷候事^(④)

など七ヶ條の布告が出され、同年十二月臺嶺の斬罪以下
眞宗僧侶三十一名、農民九名の處刑に終つた。

扱て問題はこの事件に合流した農民の立場についてで
あつて、彼等の運動が先きの僧侶の歎願書の内容とする
所と全く同一であるか否かといふことである。事件關係
者の圓光寺安藤順靜の手記^(⑤)には「我等には農民の合流す
る意中が何を意味するか不明であつた」との意味を述べ
てゐるが、其他諸著には、この彼等の意中を、「菊間藩
領内の人民等は兼て新政の苛酷なるを憤り、何かな事あ
らば一騒ぎ起さんと待ちたる折なれば」「敵手は菊間の
耶蘇士、……頼母子もやまるげな、上農下農の差別を廢
し、舊家新家の筋目を正し、萬事昔の御政治通り成さり

やうとの今度の骨折」^(⑥) 「聞けば御僧侶方が大演へ耶蘇
退治に赴かるゝから我等も助勢致さん」などと表現して
ゐる。これら稗史的表現をそのまま信することは出來な
いにしても、農民側の立場は一應推察し得るであらう。
またこゝに云へる「新政の苛酷」なる内容について『廻
瀾始末』『殉教繪史』には、藩役人服部の施政が、租稅
及び月額二分の頼母子皆納、領民階級の制定、及び舊弊
主義的學校新民塾を建設せんとするにあつたことなどを
擧げてゐるが、勿論これらについても必ずしも全面的な
信賴はおけない。ところで、事件關係者の一人たる蓮成
寺青木一順の手記^(⑦)に、「明治三年ヨリ服部少參事ナル者
在勤已來種々改正方ヲ行、何トナク地方ノ人民驟敷」と
云へること、また主犯者とされた臺嶺の『囚中草稿』の
なかに「西民何事怨東征、干糞干糞應我兵、廢合論中兼
稅斂、一書披渡識眞情」の七言絶句のあと、また、明
治三年十一月以来藩教諭使の一人であつた光輪寺高木賢
立の日記^(⑧)のなかに各村教諭概略として「貧民ヲ救ヒ襄村
ヲ興スコト」とか「村々へ申渡スヘキ覺、觀慮ノ趣申諭

覽、村法改正ノ覺」とか云ふ覺書を残してゐること、或は又、事件後直ちに調査教諭に當つた威力院義導の記録のなかに、「菊間藩ヨリハ上農中農下農ノ法ヲ出スモ良法ナルヘシトイヘトモ管内ノ庶民色々ノ不服ノ氣アリテ大亂ヲ引起ス勢トナリシ」といへるなど、これら当事者の記録の内に明らかに明治藩制下の政治が、農民をして無自覺的にしろ自身の社會的な目的をもつて運動に參加せしめたことを斷定し得る根據が存してゐるのである。尙、當局者服部少參事の合寺調査によれば、「合寺に就き百姓ノ申スニハタヒ有檀ノ寺ナリトモ一村ニ二ヶ寺三ヶ寺ハ入ラヌ事無檀ノ寺テモ一村一ヶ寺分ハ其儘オキ度キモノ⁽¹⁰⁾」とあるが、農民が廢合寺に對して必ずしも根本的に反対ではなかつた事を示すものと云はねばならない。

註①②「廻瀬始末」「殉教繪史」大谷派宗史編修所寫藏「菊間藩事件願末書」。

③本學山田教授御寫藏。

④「廻瀬始末」。

⑤「殉教繪史」「順靜手記」同意。

⑥大谷派宗史編修所寫眞藏「大濱事件」。

⑦前同所寫藏「三河宗門雜錄」所收。

⑧三河光輪寺藏。

⑨⑩威力院舍中雲一編「三河國動搖寶記」(前同所藏)。

次に越前大野今立坂井三郡の宗教一揆へ移つて研討してみよう。先づ事件の概要をみれば、明治五年十一月以来、教部省十一等出仕石丸八郎(眞宗本派唯寶寺良嚴)は門末に寺院廢合を説き、小教院を設けて三條教則⁽¹¹⁾を敷演せしめ、論議をかもしたが、たまたま六年一月教部省の告示誤解問題などによつて、眞宗高田派專福寺顯順、同西派最勝寺專乘、檀徒竹尾五右衛門等主謀者となつて大野今立坂井三郡の間に護法の盟約をたてた。これを知つた敦賀縣大野出張所では、三月五日捕吏を向けたが、これが動起となつて三郡の農民暴動と化した。その結果は藩兵の鎮壓によつて解決し、顯順、專乘外農民四名の斬罪、農民二十名以上の服罪に終つた。ところでこの場合の歎願書に類するものは見出せないが、六年三月十日敦賀縣參事村田氏壽、權參事寺島直より大藏大輔井上馨宛の報告書中には「……頑民トモ名トスル處ノモノ耶蘇宗拒絕之事、眞宗說法再興ノ事、學校ニ洋文ヲ廢スル

事、斯三條ニシテ、彼頑民共唱フル處ノモノ、朝廷耶蘇教ヲ好ム、斷髮洋服耶蘇ノ俗ナリ、三條ノ教則ハ耶蘇ノ教ナリ、學校ノ洋文ハ耶蘇ノ文ナリト、其他地券ヲ壓棄、諸簿冊悉ク灰焼シテ新曆ヲ奉セス舊曆ヲ固守シ……^(④)とあつて、大體のところは知る事が出来る。こゝに云ふ地券とは云ふまでもなく、地租課稅の目的のもとに明治五年七月四日全府縣に下附されたものを指してゐる。^(⑤)こ

の暴動の主旨が所謂「耶蘇退治」といふ表現を取つてゐるのは、先の大濱事件に於てもみられた所であつた。明治初頭の「文明開化」の名の下に、東京を中心として滔々たる西洋事物への讃美、心醉が世風を形づくりりゝある時に、徳川封建制下に於ける長い強壓的な異教禁教主義と鎖國主義とを身につけて、完全に封鎖された地方農民のこの聲は、正に對蹠的なものである。またこの言葉の意味するところが、傳統に對する固守、新規なるものへの嫌惡、また政治的社會的なるもの、宗教的なるものへの要求等種々の複雜な内容の端的なる表現であることをしらねばならない。そしてこの様な意味を持つた「耶穌退治」が特に眞宗の地域に強く現れて護法運動と結合

してゐることに注意しなければならない。尙、この暴動によつて、教導職眞宗教願寺、圓誠寺、滿願寺、唯寶寺等の寺院、其他戸長、區長、豪農、商人の多くや、大野縣支廳等が破却焼火に會つてゐるが、これはこの暴動が所謂護法運動だけではなくして、先の場合と同じ様な農民の下意識的な宗教外的要請の加つてゐる事を示す事實と云はねばならない。

註① 明治五年五月教育部省内に大教院が、各府縣に中教院が置かれ、また全國諸社寺が小教院に充てられた。三條教則はこの大教院以下の教導準則であつて、即ち一、敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事一、天理人道ヲ明ニスヘキ事一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事の三條である。

註② 「教導職中東西兩部之名號廢停、自今一般ニ神道ト可稱旨更ニ定候條此段爲心得相達候事」といふのがその告示であつて、これが兩本願寺並に六字名號に誤解されたと云ふ。(神佛分離史料卷下所收「暴動御請書控」)。

註③ 神佛分離史料續下卷。

註④ 維新政府の富國策として第一に取擧げられたものは地租改正事業であつた。即ち、明治五年地租改正の準備として、土地の永代賣買解禁、及び村單位賦課を個人單位とし、その爲個人の土地所有權を確立するの必要から地券を交付し、年貢の米納制が金納制に代へられた。地券狀

は土地所有の保證であると共に又地租納付の責任を證するものであつた。この結果舊來の土地持永小作人の「一地兩主」制を改めて「一物一主」制が取られ、地主に土地所有權が移つた爲、永小作人は非常な不利な立場に立つたと云はれており、また年貢金納制は地主をして土地資本家たらしめ、小作料のみ米納の爲、米價騰貴によつて小作人の貧困を助長せしめることがなつたと云はれてゐる。(小野武夫博士「農村社會史論論」「永小作論」)。

(⑤) 神佛分離史料下巻。同續下巻。土屋・小野兩氏共編「明治初年農民騷擾錄」。

明治五年四月、信越地方に起つた三萬人に及ぶ土寇蜂起事件は、以上の二件に比してやゝ趣を異にしてゐる。即ちこの事件の發端は、官の信濃川開鑿事業に際して、「堀割入費管下割賦取立之儀に付歎願申立」たのがその原因であつて、あく迄も直接的には農民の經濟的要求によるものであるからである。ところが、これが運動として具體化していくと、「官廢佛ヲ決スト。土民是ヲ信用シ相屯集ス。乃チ課役ヲ停メ、佛教ヲ興シ、新潟港ヲ鑽シ、租稅法ヲ復スル等ヲ縣廳ニ請フ」といふ形になつて現れた。この場合の主謀者となつたのは舊會津藩士渡邊等四人と、月岡村安正寺の僧月岡帶刀とであつた。その

安正寺は新潟縣南蒲原郡本成寺町の眞宗東派の寺院である。^③ この運動が如何なる經緯によつてこの様な護法運動に轉化したのか、これ以上の事は分らないが、この間に眞宗僧侶が介入してゐる事實だけは見逃す事の出來ない點である。尙また、渡邊等は徳川家回復の旗を建てゝすゝんだと報告されてゐるが、農民運動には、この様な守舊思想と容易に密着し得るものがあることを知らねばならない。

註(1) 五年四月平松新潟縣令宛井上大藏大輔書狀(明治初年農民騷擾錄所收)。

(2) 神佛分離史料下巻。

(3) 真宗兩本願寺末派寺院明細錄。

(4) 明治初年農民騷擾錄。神佛分離史料下巻。

宗教一揆として顯著なものは右の三件に盡きるが、尙、詳にし得ないものでこれに類するものに左の如きものがある。その一は明治六年九月に於ける鹿兒島縣下大口農民騷擾事件である。即ち當時の三瀬縣下柳川の眞宗末派の僧屬心が、農民數百を集め「政體の妨害」をなせしにより捕縛されたが、農民達は屬心宥免の爲蜂起したといふ事件がそれである。^註 甚だ詳細を缺くが、眞宗僧侶

と農民とが経合してゐる事實だけは明らかである。

註 明治初年農民廢釋錄。

次に明治三年閏十月、富山藩管下に起つた廢合寺事件である。この舉は最も徹底したものであつて、閏十月二十七日には全て一派一寺に合寺すべき令が出され、淨土十七ヶ寺、天台二ヶ寺、真言四十二ヶ寺、臨濟二十二ヶ寺、曹洞二百ヶ寺、真宗千三百二十餘ヶ寺、日蓮三十二ヶ寺、總計千六百三十餘ヶ寺が七ヶ寺に合併せられた。

また梵鐘、金佛等の金属品を沒收して富山城二の丸で銃砲製造の料に充て、併せて一般民衆の燭臺火鉢等は兵器鑄造の爲めに獻納せしめ、藩士の守舊思想破壊の目的で武具等は焼却された。この事件は五年七月に至り、各宗連名による教部省への歎願の結果、漸く回復の期にめぐまれ、漸次復興に向つたのである。ところで、この事件は從來農民運動を伴はなかつたものとされてゐるが、大谷派本願寺から調査に派遣された松本白華の記すところによると、左の如くやはり部分的な農民暴動を併發した事が分る。^註 即ち

同月（明治四年二月）八日、富山藩廳ヨリ領内里正、及

手添村長上下持參ニテ參出、則大參事（林太伸）ヨリ申達、藩ニ於而神祇道譲義相開候故、毎月一一之日聽講可致、尙家内之者共、一一之日ニ其所之土產神江參詣可致、余ハ參詣不相成トハ事。依而同月十一日夜富稻荷町江但新川郡口也、百姓體之者共人數二千人蜂起、富山城下一時ニ燒亡スト申呼リ候。就之富山ヨリ早速寺院等之義官府江願出可申宜ニ取計ヒモ可致、依而引退吳候様トノ事ニテ、漸ク鎮靜、右蜂起ノ者退去。

といふのがそれである。これに依ると、富山藩の人民に對する神道主義の強要と寺院參詣の禁止と合寺問題とが農民蜂起の原因をなした如く解せられる。然しこの事件について、他に何も資料が見出せないので、これ以上の事を知ることが出来ないのを遺憾とする。唯、先の數字に於ても分る如く、壓倒的に真宗寺院の多いこの地方に於て、この様な農民問題が併發した事だけは注意すべき點であると思ふ。

註 松本白華「備忌漫錄」（明治佛教全集所收）。

この外明治六年に越後地方に、廢佛に對し信徒農民反抗せることがあるが、^註 詳細を缺いてゐる。

註 神佛分離史料下巻。

次にデートははつきりしないが、三河田原藩に於ける明治初年の廢佛毀釋に際しても農民が動いた事實がある。即ち大贊事渡邊小華（華山ノ息）によつて神葬祭が帥先して主張され、藩内の佛壇等投火遺棄が強行されたが、眞宗門徒の多くは遂に蜂起し、漸く眞宗東派西圓寺誓鎧の鎮撫によつて鎮靜に歸したといふのがそれである。^註ただ以上の簡単な記録だけしか残つてゐないから内情は詳かにし得ないが、然しこれも亦、眞宗と農民との密接な關係だけは充分に伺ひ得る事實であらう。

註 三河宗門雜錄。

尙、この種の一揆で未發に終つたものとして次の二件を留めてあるが、これらに就ても同じ事實を指摘する事が出来る。その一は明治三年多度津藩下に起らんとしたものであつて、十月廿八日、民政局より一宗一寺の縛合につき全寺院に良策具申方を令したが、各宗寺院連名による延引願と、特に領民の大部分が蜂起の形勢を示したので、藩では閏十月終に合寺令を撤回して事なきを得たといふ事件である。時に最も強い反抗を示したものは西

覺寺常榮・光賢寺幽玄の二人であつた。^①西覺寺は讃岐鶴足郡岡田村にあつて、宗派については詳にし得ないが、光賢寺は那珂郡篆郷村の眞宗東派の寺院である。^②

註 ① 神佛分離史料續上巻。

② 金讀史卷八。眞宗兩本願寺末派寺院明細錄。

次のものは明治四年十月石見國安濃・邇摩兩郡下に於ける、安濃郡東用田村眞宗蓮教寺唯行、邇摩郡大國村百姓順吉郎等の主謀に依る徒黨未發の事件である。この事件の動起については、唯行等の取調口供書によると、二つの原因が判然としてゐる。即ち

(唯行口供) 「私儀當八月中戸籍人員調御改革相成御

布令有之由……先づ家別に番號を掛小兒出生の時は產土神の社入共より、守札を請、是迄佛法にて仕來の宗判^③等へは關係少なに相成候哉に有之、然る上は自然佛道も相衰候姿と相見へ、乍去千餘年相續の佛道自今相衰候様の儀を徒に相侍候、様にては職掌不相立、……先づ此度の戸籍調を打破」

せんとする護法的立場がその第一である。そしてこの立場から「百姓順吉郎と申すもの兼て佛法歸依の者に付同

人を招き」一揆を企てたといふ。これに對して農民の立場としては、

相場

(順吉郎口供) 「說得の意味至極尤の次第とは存込猶

倩相考候に、先般畠方上納定一石代銀六十匁の處其

節の相場にて金一兩拾貫文替に相成、一石代六貫文を

以て上納致し居候に付、下方莫大の助りにも相成候の

處、此度者又錢相場に不拘一石代金一兩を以前の通上

納可致様相成、夫には下方百姓の難澁彼是と不平申

立候折柄素より佛道滅亡邪宗入交り候様の儀は何れ迄

も不承知旁々にて終に同意可致旨約定」

に及んだといふ。即ちあく迄も經濟的 requirement が第一義的に

なつてゐて、それが信仰を媒介として護法一揆へと加上

される有様を最もはつきりと示してゐる。因みに、この

時の一揆廻章は

一、守札社人共仕出致すもの此後にうちばらへの事

一、是迄の石佛(石佛破毀者ノ意)かたきの事 一、

古帳役人をかたき取る事 一、ほつとうせんぎの時は

みな一同と申事 一、身命しんめいをしますの事 一、畠

方上納四割増の義は不承知の事^③

といふのであつた。

註①明治初年農民騒擾錄。

②宗判存續の要求は、先の大濱事件に於ても同様であつた。また、神佛分離史料下巻には、明治六年九月の知恩

院役者からの、「……宗旨印形之儀嚴重行届候様末々寺

院ニ至迄申付置候處、於所々從來之本宗を差置、猥に神

道祭江歸入之族往々有之趣ニ丙、宗旨印形改善支、取締

苦慮仕候……何卒猥ニ本宗改轉不仕候議急速夫々江御布

令被成下度奉懇願候」といふ歎願書、及び三年頃の會津

地方の廢佛問題に關する増上寺からの、「……何卒諸國

ニ禪、宗判被仰付にも相成候ハ、御高札之旨邪宗門并

蟻意の教法堅く禁し恵之、門徒中詳に亂之……久來師壇

之好を矢、一向無沙汰ニ丙、神祭を頼、剩其寺廢亡ニ及

候儀、寺門之歡無上之次第……」といふ願書を戴せてゐ

る。宗判の問題が如何に寺院にとつて重大であつたかを知り得るであろう。近世封建時代に於ける寺院と壇家との關係は一偏に宗判によつて維持されてゐたからである。

③同前書。

尙、最後に明治五年十二月大分縣大分、海部、大野、

直入四郡に起つた農民一揆は、物價引下、租稅輕減等十

二條を要求するものであつたが、その中に「神佛是迄の

事、神木伐間敷の事」とあつて、宗教一揆の性質をも充

分含めてゐた事だけは伺ひ得るが、これに就ての詳細を

缺くので如何なる事情によるかは不明である。

註 明治初年農民廢穀錄。

三

以上右に舉げた一揆運動の數々が夫々内容を異にしてゐる事は勿論であるが、然し等しく前述の如き意味に於て行はれた明治初年の廢佛毀釋に對する一揆としての性格を持つてゐる事は共通的にみられる點である。そして、特にこれら諸々の一揆にみられる顯著な特色は、常に真宗の寺院、僧侶乃至はその地盤とする地方を基體としてゐるといふことゝ、これらの騒擾に農民が何等かの形に於て自體の社會經濟的な要求を附加して能動的に働きかけてゐるといふことである。

廢佛毀釋や廢合寺問題が佛教各宗に共通の問題であつた事は云ふまでもないが、それが特に真宗の場合に限つて強い護法一揆に迄發展し得たことは如何なる理由に基づくのであらうか。一般に廢合寺問題等に對する真宗末寺僧侶の護法運動には、「他宗へ大凡歸農相願候共、拙寺事ハ一宗ノ根本タル本山有之候限ハ從前之通ニテ罷在度

心底、……近クハ夫等(檀家)ニ對シ遠クハ宗祖御開宗之御恩澤ニ感シ路傍ニ餓死ストモ僧形ヲ改候儀ハ悲嘆痛哭無限ト存候」といふ愛山護法、宗門護持、檀家教導といふ觀念が強い形をもつて現れてゐるのであつて、これらは勿論信仰的感情によつて裏づけされてゐることは云ふ迄もないが、この内特に檀家教導といふ事は檀家維持といふ形をとつて、最も大きな問題になるものであつた。即ち廢合寺問題に際して、特に真宗末寺が檀家と離れる事を最も強く警戒した事は處々にみられるところであつて、一例を擧げれば、明治元年の佐渡廢寺事件に際する真宗のあり方がそれを最もよく示してゐる。⁽²⁾

即ち、六年十一月佐渡に於て五百三十九寺が八十ヶ寺に合併せられたが、この内真宗東西四十八ヶ寺は東派在方組九寺へ、相川組四寺へ、西派二寺へ都合十五ヶ寺へ合併することを協議の上許可された。十二月二十五日の諸宗の合併本寺住職より佐渡聽訟方役所への請書には

一、國中從前有之候寺院何れも其宗門の本寺へ纏り、當住一代ハ是迄ノ檀中法用相勤、施物ヲ請ケ可申、其者死候ハ、檀家ハ本寺へ可歸候事

一、前書本寺へ纏り候上へ在來ハ在來ノ小寺ハ御廢シ
候事（以下略）

とあつて、合併の上は一代限りで檀家は凡て合併本寺の支配に入る事、被合併寺院は廢寺とするべき事を契つてゐる。ところが、眞宗各寺院では、十二月十日に連名調印の上

檀家の者其菩提寺に對し假ひ一簾の理由有之、離檀の儀申立何寺檀家に加入の儀相頼候共、護法の精神より師檀の譯柄を篤と相諭し、菩提寺へ歸服爲致可申事

（以下略）

と誓詞を交してゐる。翌年二月頃から各宗僧侶は續々歸農願を出したが、眞宗僧侶の間では一人も歸俗者が出なかつたといふ。^③ 繰いて明治五年三月には佐渡縣戸籍掛より、廢寺の檀家を立置寺院へ改檀せしむべく命じたが、この時眞宗各寺院では夫々檀家より左の如き一札を取つてゐる。

一、御上より嚴重の御沙汰に付、表は何寺へ改檀致し候共、貴寺様御方御一代は三季の届は不及申、總て是迄仕來の附届は從前の通貴寺様へ屹度差上可申候

一、貴寺様萬一如從前、御立置の御沙汰に相成候はゞ、
其節は連印の檀中一軒も不洩様互に手を引合せ貴寺様へ歸檀可致候（等五ヶ條）

明治五壬申年六月

檀家一同署名調印

御菩提所 何寺殿

さざの大濱事件や石見國の未發事件などにみられた宗判存續の要求も、要するに舊來の檀家制度の維持を計ることを意味してゐることは明らかであるが、かくの如く眞宗に於て檀家維持を最も積極的に計らんとするところに、明治初年の護法運動が特に眞宗に於て熱烈であつた一面を伺ひ得ると思ふのである。即ち、廢合寺に對して一番苦しんだのは眞宗であつたが、その大きな理由は、眞宗寺院が妻子家族を持つてゐることであつた。そして世襲的に同一寺院に永住してゐる爲、他に移り住む處を持たなかつたことである。^④ しかも、概ね眞宗寺院が其の家族を養育するに足る土地を所有せない事であつた。岐阜縣加茂郡峰屋村眞宗西派淨明寺乘願の報告に「明治元改元頃より五六六年ハ僧侶ノ手許ハ薄冰ヲフムカ如キ有様ニテ賴トナル檀家は轉宗轉派勝手タルヘキノ御布告今日

活計ニ困却罷在候事⁽⁶⁾」と云へるは、この間の事情を充分に物語るものである。師檀關係の維持が最も重大視され、また歸農を肯ぜぬ一面の根據をこゝに見出し得るであらう。

註

①明治四年の信州松本藩の廢合寺問題に對し、四月三日松

本下横田町正行寺より淺草御坊御役衆宛歎願書（佐々木

了綱「信濃松本護法錄」）。

②神佛分離史料上卷。

③真宗に歸俗歸農者のなかつた點は富山藩（「備忘漫錄」）や

土佐（神佛分離史料上卷）などの廢合寺問題の場合に於ても指摘されてゐる。

④白華「備忘漫錄」「佐渡廢寺始末」（神佛分離史料上卷所收）、「松本藩廢佛史料」（神佛分離史料中卷所收）等。

⑤寺史編纂末提出史料。

さて、護法運動に於ける真宗の積極性が、信仰的扶宗觀念のみならず、この様なところに根據を置くものとすれば、それは又何故に農民運動による一揆へ發展し得たのであらうか。これには真宗寺院僧侶と檀家との特異な關係が注意されなければならないと思ふ。檀家制度が徳川時代に於ける全國寺院と人民とに對する幕權的強制に負ふ所の大なることはいふ迄もないが、特に同一寺院に

妻子と共に世襲的に永住してゆく真宗に於ては、同じ生活環境の農村檀家との間に密接な關係を作り上げた事は充分に推察し得るところであらう。この様な關係に於て、一方に於て真宗の信仰が深く農村に直結されると共に、また一面に於て寺屬との個人的友誼關係が成立してゐるのである。すなはち、こゝでは僧侶と檀家との關係のみならず、家族と家族との交渉によつて連るものがあるからである。この様な真宗の師檀關係が媒介となつて、農民の護法運動への參加は行はれたといへよう。然し佐渡や、美濃苗木藩、信濃松本藩、土佐、隱岐など真宗寺院所在地に於ける廢合寺事件に際して、護法運動に農民の參加がみられないことを見ても明らかなる如く、この關係が重要な契機とはなつても、尙更に外の要素が加らねばならなかつた。即ちそれは、云ふ迄もなく先に研討した如き、農民側の消極的にしろ、積極的にしろ、宗教的要素に外ならなかつたのである。⁽²⁾この様なものが、農民結集力の依據として、特に彼等が密接な關係を持つた真宗を介して、信仰と結びつきつゝ、働きかけるときに、真宗僧侶の積極的な護法運動が一揆へと發展し

てゆくのである。

以上は單なる指摘に終始してしまつたが、これによつて大體維新當時の護法一揆が如何なる内容を持つたものについては、ほど明らかにし得たことゝ思ふ。即ちそれは、明治初年に於ける地方統治形態の不安定を背景として、宗教的なものと宗教外的なものとの交錯によつて成立してゐることが分るのである。一揆的な護法運動は、まさに農民の合流によつてのみ可能なのであり、また右の如き意味をもつものであつた。従つて、これを宗教運動として純化することが當を得ないと同時に、又、所謂農民運動として、他の一連の明治初年の農民一揆の中へ融解し、社會史的見地からみ解決しきれないことも云ふ迄もない。それは、あく迄もこの兩性格が一つの歴史的基盤の上に合流し、統一されたところに可能な運動であつたとみなければならぬ。そして、それがまた、常に眞宗の地域に於てあり得た點に充分注意されなければならぬのである。⁽³⁾

註①江戸時代の妙好人と呼ばれる人々は、その殆んどを農民とし、漁夫、遊女等の少數を交へてゐることに注意すべ

きである。この様なところに具體的な宗教の傳承される姿を見るべきであろう。

②明治初年に於ける政治、社會、經濟的な原因によつて起つた農民一揆は、「明治初年農民騒擾錄」によると、元年一月から十七年九月の間に二二九件の多きに亘つてゐる。これらの中には租稅、米價、凶作等の原因によるものと、單に徳川封建社會の永續性を求める新政に反抗せんとする保守性を強く持つたものとがある。護法一揆に於ける宗教外的因素としても、やはりこれら兩性質のものが加つてゐることを注意すべきである。

③美濃苗木藩の廢佛事件を評して「若し苗木一萬石領内の人民眞宗の門徒過半數なりしならば、廢佛も彼の如く激烈なるを得ざりしのみならず、或は暴動を起して苗木藩を倒す如きの舉なきやを保し難し。然るに……臨濟宗の檀徒多數なりし爲廢佛等も忽ち一布令の下に行はれたる」（神佛分離史料中卷）といへる妙心寺坂上宗詮の言はまさしく肯綮に値する言葉と云はなければならぬ。

（一九四八・一二・二五）